

道路事業の事業主体、施行区分について
－答申－

平成23年5月30日

社会資本整備審議会

道路事業の事業主体、施行区分に係る意見について

標記の件については、下記の通りとする。

【道路事業】

事業名		意見
一般国道468号 <small>しゅとけん ちゅうおう れんらく</small> 首都圏中央連絡自動車道	<small>くきしらおか</small> 久喜白岡JCT ～ <small>ちゅうおう</small> つくば中央	事業主体、施行区分については、 妥当である
	<small>いなしき</small> 稲敷 ～ <small>たいえい</small> 大栄JCT	
一般国道475号 <small>とうかい かんじょう</small> 東海環状自動車道	<small>せきひろみ</small> 関広見 ～ <small>よつかいちきた</small> 四日市北JCT	事業主体、施行区分については、 妥当である

なお、今後の一般国道での有料道路事業の活用のあり方について検討すること。
また、今後の事業の進捗に関しては、適切にフォローアップを行うこと。